

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により，大規模小売店舗の変更の届出がありましたので，法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告するとともに，その届出を縦覧に供します。

なお，この公告に関し，大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は，法第8条第2項に基づき，この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成21年9月18日

京都市長 門川大作

1 届出者の氏名及び住所

株式会社大誠 代表取締役 小林清志

京都市山科区西野山射庭ノ上町301番地

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビア301

京都市山科区西野山射庭ノ上町301番地の1外

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては	株式会社大誠 代表取締役 林中誠一 京都市山科区西野山射庭	株式会社大誠 代表取締役 小林清志 京都市山科区西野山射庭

代表者の氏名	ノ上町301番地	ノ上町301番地
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ニック産業株式会社 代表取締役 儘田公明 千葉県若葉区みつわ台1丁目28番1号 外3者	株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫 千葉県若葉区みつわ台1丁目28番1号 外3者

(3) 変更年月日

アにあっては平成19年2月22日、イにあっては平成21年9月1日

3 届出年月日

平成21年9月1日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成21年9月18日(金)から平成22年1月18日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び平成21年12月29日から平成22年1月3日までを除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成22年1月18日(月)

(産業観光局商工部商業振興課)